

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更 (東大阪市決定)

平成28年度第2回東大阪市都市計画審議会
平成28年11月24日(木)

1

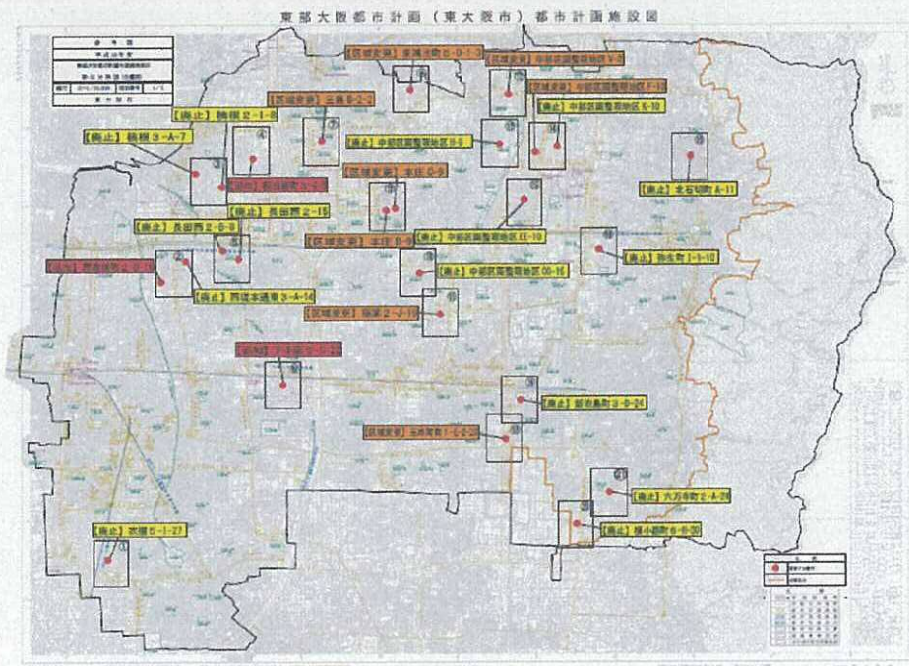
変更箇所(追加・廃止により変更をとまなうもの)

地区追加 3地区

区域変更 8地区

地区廃止 15地区

計 26地区



2

追加変更の概要

- 「追加」

良好な都市環境の保全・確保に有効な機能を有する

3 地区

- 「区域変更(追加)」

既指定の地区と一団化を図る

2 地区

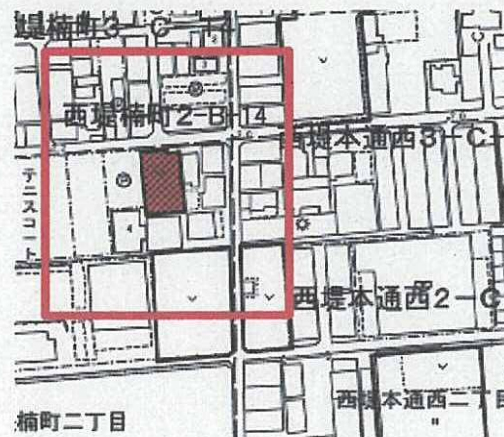
- 追加する生産緑地は、**平成27年6月1日から平成28年5月末日まで**に追加指定の相談があったものが対象です。

3

追加する地区

- 都市計画決定権者の判断による追加
(浸水想定区域にあり、保水機能上有効なオープンスペースとして保全するため)

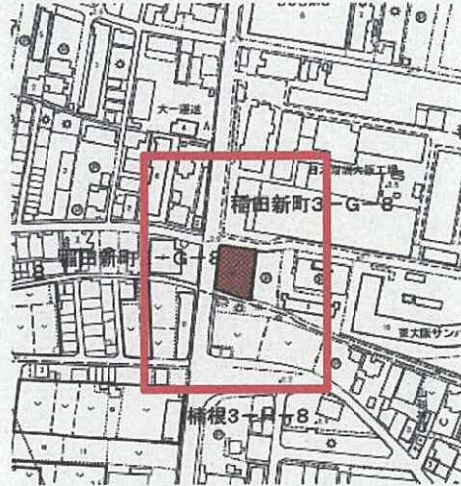
・ 地区名
西堤楠町 2-B-14



追加する地区

- 都市計画決定権者の判断による追加
(浸水想定区域にあり、保水機能上有効なオープンスペースとして保全するため)

・ 地区名
稲田新町3-G-8



議案書P-9

5

追加する地区

- 都市計画決定権者の判断による追加
(浸水想定区域にあり、保水機能上有効なオープンスペースとして保全するため)

・ 地区名
下小阪5-C-22



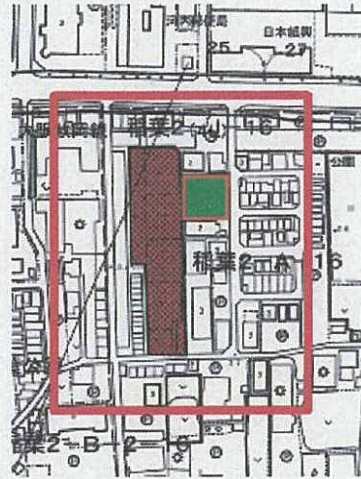
議案書P-11

6

区域変更する地区（追加）

- 都市計画決定権者の判断による追加
(既指定の地区と一団化を図ることができるため)
(浸水想定区域にあり、保水機能上有効なオープンスペースを確保するため)

・地区名
稲葉2-J-16



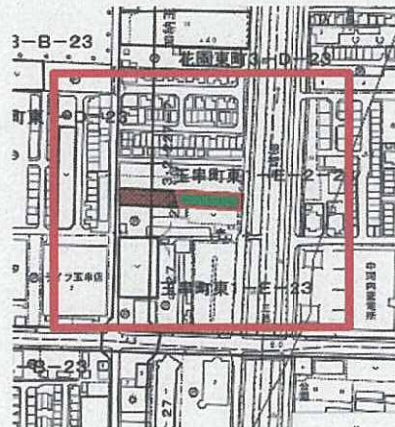
議案書P-16

7

区域変更する地区（追加）

- 都市計画決定権者の判断による追加
(既指定の地区と一団化を図ることができるため)

・地区名
玉串町東1-E-2-23



議案書P-22

8

廃止変更の概要

● 「廃止」

行為制限が解除となったもの

15地区

● 「区域変更(廃止)」

行為制限が解除となったもの

6地区

○廃止及び区域変更する生産緑地は、**平成28年6月末まで**に行為制限が解除になったものが対象です。

9

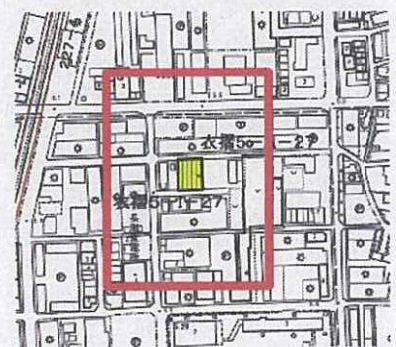
廃止する地区

○行為制限が解除となり、廃止する地区

地区名

- ・ 衣摺5-I-27
- ・ 西堤本通東3-A-14
- ・ 楠根3-A-7
- ・ 楠根2-I-8
- ・ 長田西2-B-8
- ・ 長田西2-15
- ・ 中部区画整理地区CC-16
- ・ 中部区画整理地区H-9
- ・ 中部区画整理地区K-10
- ・ 中部区画整理地区EE-10
- ・ 新池島町3-D-24
- ・ 弥生町I-1-10
- ・ 北石切町A-11
- ・ 横小路町6-H-30
- ・ 六万寺町2-A-24

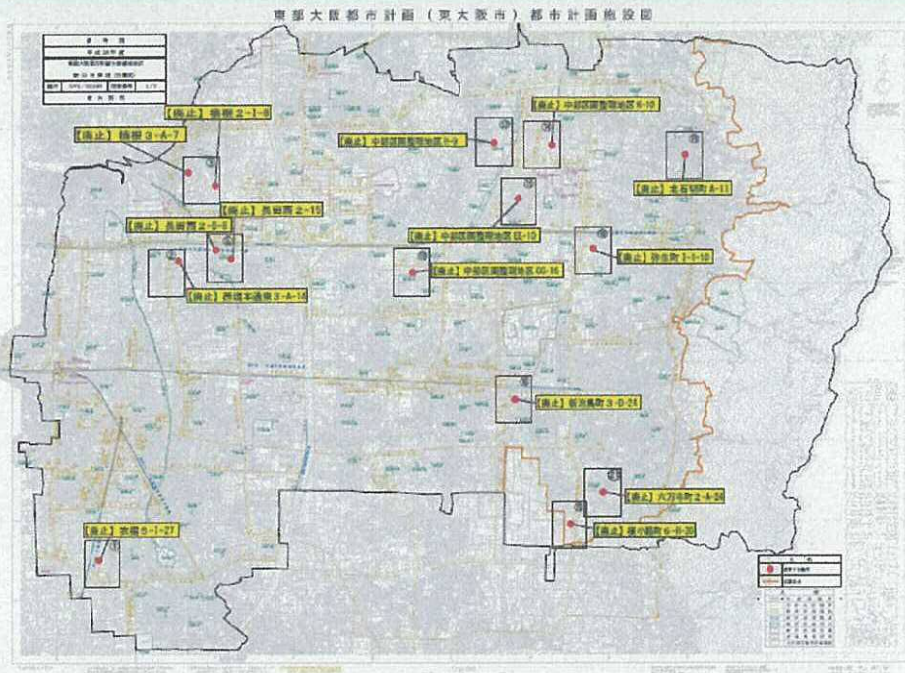
衣摺5-I-27の位置図



廃止となる地区が合計15地区

10

廃止する地区



廃止となる地区が合計 15 地区

11

区域変更する地区（廃止）

○行為制限が解除となり、区域変更する地区（廃止）

地区名

- ・ 三島B-2-2
- ・ 東鴻池町5-D-1-3
- ・ 本庄B-9
- ・ 本庄C-9
- ・ 中部区画整理地区V-3
- ・ 中部区画整理地区F-10

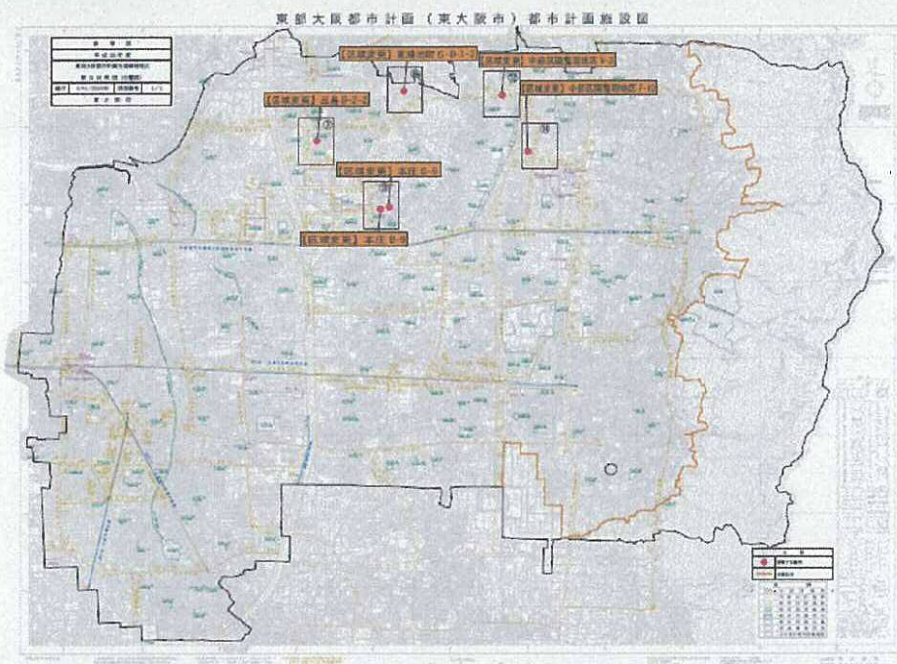
三島B-2-2の位置図



区域変更(廃止) となる地区が合計 6 地区

12

区域変更する地区（廃止）



区域変更(廃止) となる地区が合計 6 地区

13

変更のまとめ

変更の別	地区追加		区域変更		地区廃止		
	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	
追加 変更		3	0.25				
				2	0.38		
				—	—	—	—
廃止 変更						▼15	▼1.73
				6	▼0.92		
		—	—	—	—		
計	3	0.25	8	▼0.54	▼15	▼1.73	

全体 12地区減 2.02ha減

14

変更のまとめ

生産緑地地区の変更（東大阪市決定）

	変更前	増減	変更後
地区数	683	▼12	671
面積(ha)	116.56	▼2.02	114.54

15

変更のまとめ

【案の縦覧】

平成28年10月17日(月)から平成28年10月31日(月)まで
⇒ **意見なし**

【府 協議】

平成28年10月13日付け 回答「**異議なし**」

【 決 定 】

本審議会、承認後 速やかに行う

【告示予定】

平成28年12月を予定

16